

旭川市廃棄物処分場における最終覆土について

1. 最終覆土の内容

- (1) 埋立終了した区域への0.5mの覆土 (図1、2 **オレンジ**部分)
※いわゆる階段上の踏み板部分 (R8は18段目を施工)
- (2) ゴミ埋立中の階層で搬入道路敷設部分に0.5mの覆土
(R8は図2 **ピンク**部分を施工)

2. 最終覆土を行う理由

- ①中間覆土と合わせてなぜ1.0m覆土しているのか？
→廃棄物最終処分場維持管理計画書（廃掃法第八条の三の規定に基づく計画）に最終覆土は1.0mと規定している。
- ②最終覆土をなぜ「都度」行うのか？
→旭川市廃棄物処分場維持管理要領（地域との協定により定めた維持管理手順）により、埋立が終了した区域については都度1.0mの最終覆土を行うことと規定している。

図1. 覆土簡略図

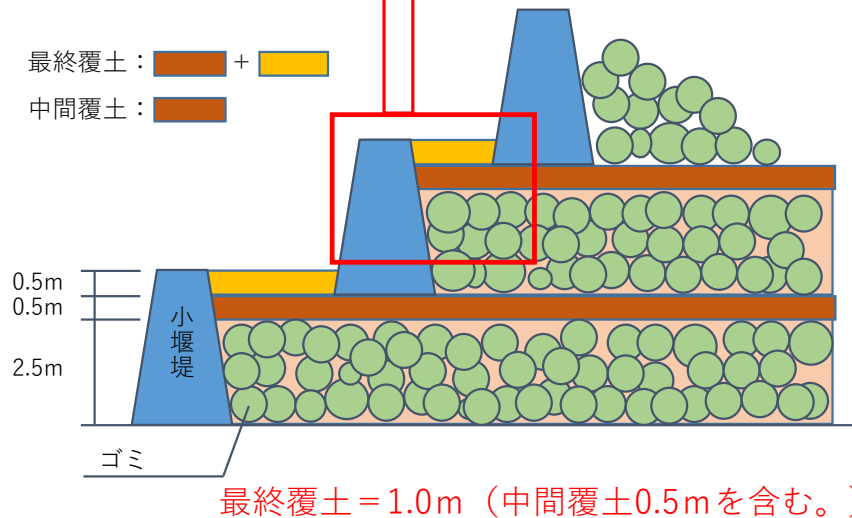


图 2. 平面图

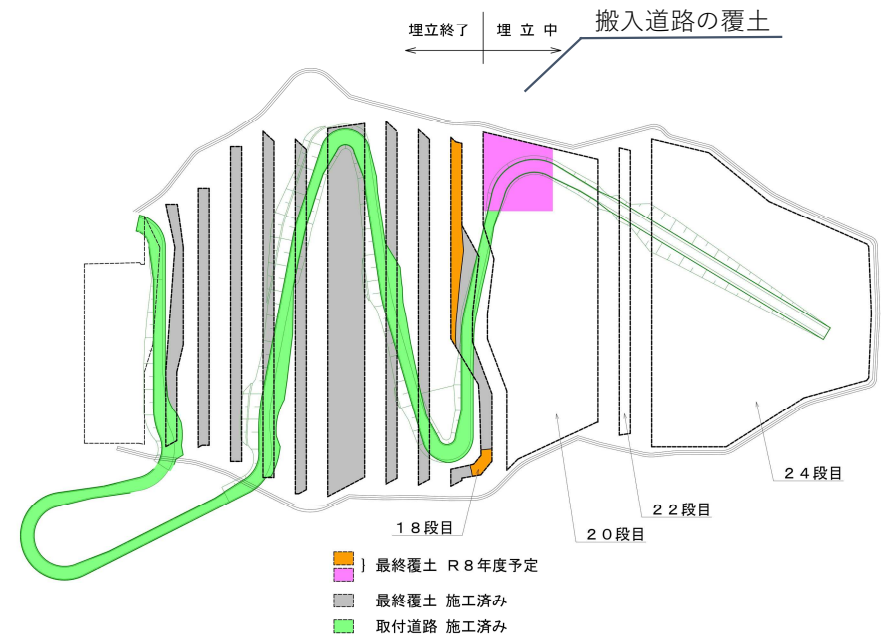
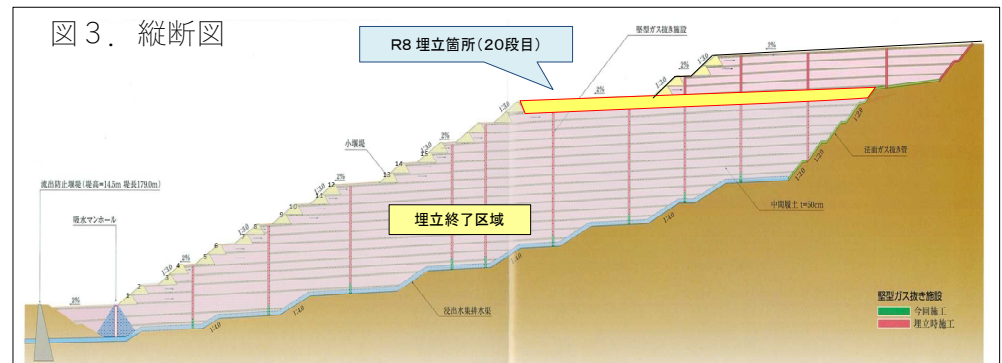


図 3. 縦断面図



< 各資料抜粋 >

廃棄物最終処分場維持管理計画書 抜粋

4. 最終処分場の維持管理計画

4-4. 埋立作業管理

(2)埋立法（準好気性埋立）の徹底。

② 覆土作業



4-4. 埋立作業管理

(1) 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示を行う。

(2) 埋立法（準好気性埋立）の徹底。

① 埋立法

- ・層状にて埋立を行う。
- ・廃棄物はブルドーザー等の埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。

② 覆土作業

- ・覆土材の調達は、工事発生残土等により必要量を確保するものとする。
- ・その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて即日覆土（20 cm）を励行し、廃棄物の露出を防止する。

また、衛生害虫が発生した場合の対策として、薬剤の散布等を行う。

- ・一層当りの覆土厚は、廃棄物層 3.0mに中間覆土 50 cmとする。また、最終覆土については厚さ 1.0mとする。

旭川市廃棄物処分場維持管理要領 抜粋

第2 廃棄物の埋立作業管理

3 覆土作業



第2 廃棄物の埋立作業管理

1 廃棄物の埋立は、あらかじめ決められた埋立計画に基づき、所定の場所に定められた工法により、適切に行う。

2 埋立法等

- (1) 廃棄物の埋立は、廃棄物を水平に敷き均し、廃棄物層と覆土を交互に積み重ねるサンドイッチ方式と、1日当たりの廃棄物を法面を含め覆土で覆うセル方式の組み合わせで行う。
- (2) ダンピングされた廃棄物は、埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。
- (3) 近文清掃工場から搬入される焼却灰は、浸出水集排水施設及び埋立ガス処理施設から離れた法面部に近い区域に埋め立て、セメント固化された飛灰については、浸出水が内部貯留されない標高18.6m以上の区域に埋め立てる。
- (4) 廃棄物の埋立の進捗状況に応じて、埋立地内搬入道路の付け替え、ガス抜き管の連結、法面部の先行覆土、埋立地内の雨水排水路の切替等を計画的に行う。

3 覆土作業

- (1) 廃棄物の飛散、悪臭及び衛生害虫獣並びに火災等の発生を未然に防止するため、即日覆土を施工する。
- (2) 1つの埋立層厚が2mから3mになった時点で、0.5mの中間覆土を施工する。
- (3) 埋立が終了した区域については、その都度、1m以上の最終覆土を施工する。